

# 令和8年度監査等計画

福島県監査委員監査基準第7条に基づく監査等計画を以下のとおり定め、本計画の定めるところにより、令和8年度の監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を実施する。

## 第1 基本方針

令和8年度は、第3期復興・創生期間の初年度となり、県は、あらゆる主体と連携・共創し、誰もが活躍できる「福島ならではの」の県づくりに向け、「復興・再生」と「地方創生」を一層推進するとともに、物価高への対応に加え、防災力の強化や地球温暖化対策、デジタル変革の推進などに取り組むこととしている。とりわけ、「人口減少対策」は本県の最重要かつ喫緊の課題であることから、粘り強く取り組むこととしている。

こうした県政の状況を踏まえ、監査においては、事務執行等の合規性及び正確性はもとより、政策・施策・事業の成果等について、経済性、効率性及び有効性の観点を踏まえて監査を行い、必要に応じて改善提案を行うなど、政策等の着実な推進を後押しする。

また、導入から6年目を迎える県の財務事務を対象とする内部統制の取組について、引き続き、その機能の程度を確認し、取組の実効性を高めるための提言を行うとともに、財務監査、行政監査、財政支援団体等監査、例月出納検査、決算審査など各種監査等の連携を更に進め、効率的かつ効果的に監査等を実施する。

以上を念頭に、監査に課された使命を着実に果たし、県民の信頼に応えていくことで、本県の復興と地方創生の実現に貢献することを目指す。

## 第2 監査等の実施

### 1 財務監査

#### (1) 定期監査

＜根拠規程＞・地方自治法第199条第1項、第4項

#### ア 監査の対象事務及び実施方針

各機関における政策・施策に基づいた事務事業について、経済性、効率性及び有効性の観点から踏まえて監査を行い、成果や課題を確認し、改善に向けた提案を行う。

財務事務については、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納・保管、財産の管理等について、内部統制の取組等を踏まえて合規性及び正確性の観点から留意しながら検証を行い、不適切な事務処理の原因や改善措置を確認することで、再発防止及び事務事業や制度の改善につながる監査を実施する。

#### イ 監査対象

##### (7) 監査対象機関、監査実施機関、監査の方法等

定期監査の対象機関について、類型区分を別記1のとおりとする。

また、定期監査の実施機関名等一覧を、別記2のとおりとする。

なお、定期監査の対象機関数及び実施時期等は、別記3のとおりである。

##### (4) 対象会計年度

対象会計年度は次のとおりとする。ただし、監査執行日までに不適切事案の発生を把握した場合は、当該事案も対象とする。

###### a 普通会計

類型	執行時期	対象会計年度
類型1	全期	令和7会計年度(決算)
類型2 及び3	4～9月	令和6会計年度(決算)及び令和7会計年度(決算又は期中)
	10～2月	令和6会計年度(決算)及び令和7会計年度(決算) 令和7会計年度(決算)及び令和8会計年度(期中)

###### b 企業会計

類型	執行時期	対象会計年度
類型1 及び2	5～8月	令和7会計年度(決算)

##### (ウ) 計画の修正

本計画策定の前提とした状況が変化した場合又は職員調査の実施過程で新たな事実を発見した場合等は、必要に応じて書面監査を実地監査に変更する等、監査等計画を修正する場合がある。

## ウ 監査の着眼点

- (ア) 事務事業が法令等に従って適正に実施されているか。(合規性)
- (イ) 会計情報が体系的かつ適正・確実に事実を反映しているか。(正確性)
- (ロ) 事務事業の遂行及び予算の執行が最少の経費となっているか。(経済性)
- (ハ) 事務事業の遂行及び予算の執行が費用に見合う効果が上がっているか。(効率性)
- (ニ) 事務事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、成果を上げているか。(有効性)

## エ 重点検証事項

- (ア) 固定資産の管理等について(流域下水道事業)
- (イ) 医業未収金の債権管理について(県立病院事業)

上記(ア)(イ)について、令和7年度の監査においても処理漏れや誤りが認められたことから、適正に行われているか検証する。

- (2) 随時監査 <根拠規程> 地方自治法第199条第1項、第5項  
福島県監査委員監査実施要領 第4 1(2)

随時監査の対象は、定期監査の結果及び問題事案などから監査を行う必要があると認める都度、監査委員の協議により選定する。

監査実施手順は、定期監査の例を基本として、その都度、監査委員の協議により定める。

- (3) 技術監査 <根拠規程> 地方自治法第199条第1項  
福島県監査委員監査実施要領 第4 1(3)

## ア 定期技術監査

農林水産部、土木部及び企業局の機関を対象として、建設工事に関する委託業務及び工事(以下、「建設工事等」という。)について、定期監査の種類の区分により選定し、定期監査の実施に併せて実施する。

監査実施手順は、定期監査の例を基本として、監査委員の協議により定める。

## イ 竣工前技術監査

竣工前に実施する建設工事等の技術監査の対象箇所については、予算項目、工種及び規模等を考慮して、監査委員の協議により選定する。

監査実施手順は、定期監査の例を基本として、監査委員の協議により定める。

監査対象箇所数 10箇所

## (1) 監査の課題等

## ア 監査の課題

内部統制制度の運用状況について

## イ 監査の目的

令和2年4月施行の改正地方自治法による内部統制制度の導入から6年が経過し、本県においても制度は定着しつつあるが、県の内部統制評価報告書に記載されているリスク評価シートにおける不備の状況に着目すると、制度導入当初と比較して減少傾向とはなっていない。

このため、制度対象となっている全機関を対象に制度運用の現状を確認するとともに課題を洗い出すほか、各所属における事務ミスの再発・未然防止に係る優良事例の掘り起こしを行うなど、内部統制制度の運用状況に関する監査を実施し、今後の内部統制の実効性を向上させることを目的とする。

## (2) 監査の対象機関

知事部局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会、公安委員会及び企業局の全245機関を対象とする。

- 知事部局 105機関
  - 本庁 34機関（総室・局）
  - 出先 71機関

- 知事部局以外 140機関  
（議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会、公安委員会及び企業局）
  - 本庁 21機関
  - 出先 119機関
  - 計 245機関

## (3) 監査の方法

あらかじめリスク評価シートにおける不備の傾向を分析した上で、監査対象の全245機関に対して事前調査を行い、その結果に基づいて職員調査を実施することで、制度運用上の現状を確認するとともに課題の洗い出し、事務ミスの再発・未然防止に係る優良事例の掘り起こし等を行う。

これらを踏まえて結果を取りまとめ、監査委員協議会で協議する。

## (4) 監査の着眼点

- ア リスク評価シートにおける不備の状況及び制度運用上の課題
- イ 各所属における制度運用上の工夫状況
- ウ 職員の意識と管理職員によるチェックの実効性
- エ 推進体制の整備状況と機能強化
- オ 制度のPDCAサイクルの自律性

### 3 財政支援団体等監査 <根拠規程> 地方自治法第199条第7項

#### (1) 監査の対象事務及び実施方針

県が資本金等の4分の1以上を出資・出捐している団体、補助金・貸付金等の財政支援を行っている団体及び指定管理団体を対象として、当該財政支援等の目的に沿って、財政支援等に係る事務・事業が、適正かつ経済的・効率的・効果的に運営・実施されているかどうかを確認する。

#### (2) 監査の対象会計年度

原則として令和8会計年度

#### (3) 監査の対象団体等

対象団体や具体的実施計画については、監査委員の協議により別に定める。

#### (4) 監査の着眼点

##### ア 出資等団体（公立大学法人を含む）

(ア) 出資等の目的に沿って適正かつ経済的・効率的・効果的に運営されているか。

(イ) 組織運営、会計処理、財産管理等が適正に行われているか。

##### イ 補助・貸付団体等

(ア) 補助事業等が、補助金交付等の目的に沿って適正かつ経済的・効率的・効果的に実施されているか。

(イ) 補助金等に係る会計が適正に処理されているか。

##### ウ 指定管理団体

(ア) 施設の管理業務が、指定管理に関する協定等に基づき適正かつ経済的・効率的・効果的に実施されているか。

(イ) 指定管理に係る会計が適正に処理されているか。

## 4 例月出納検査 <根拠規程> 地方自治法第235条の2第1項

### (1) 検査の対象及び実施方針

会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査調書等に基づいて毎月の計数を照合確認するとともに、現金及び預金の出納事務が適正に行われているか、さらに公営企業会計においては試算表等の会計資料が経営・財務状況を正確に表しているかを主眼として検査を実施する。

#### ア 監査委員による検査

令和8年3月分～令和9年2月分

#### イ 事務局職員による事前検査

令和8年3月分～令和9年2月分

### (2) 検査の日程及び実施方法

ア 監査委員による検査及び事務局職員による事前検査の日程は、「第7 執行計画」2(4) のとおりとする。

イ 監査委員による検査の実施方法は、原則として書面によるものとする。  
また、事務局職員による事前検査の実施方法は、臨場によるものとする。

### (3) 検査の着眼点

#### ア 一般会計、特別会計について

(ア) 月次の計数に誤りはないか。

a 現金及び預金の月末残高は、金融機関の証明と符合し、正確であるか。

b 例月検査調書の計数は、関係諸帳票と符合し、正確であるか。

(イ) 主な収入が順調に収入になっているか。

(ロ) 支出予算が計画どおり執行されているか。

(ハ) 多様化されている公金の収納が適切になされているか。

#### イ 土木部、企業局及び病院局所管の公営企業会計について

(ア) 現金及び預金の出納の計数は、関係諸帳簿と符合し、正確であるか。

(イ) 現金及び預金の月末残高は、金融機関の証明と符合し、正確であるか。

(ロ) 試算表等の会計資料は、経営・財務状況を正確に表しているか。

## 5 決算審査 <根拠規程> 地方自治法第233条第2項・地方公営企業法第30条第4項

### (1) 審査の対象及び実施方針

#### ア 普通会計決算審査

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、決算書その他関係諸表の計数を確認するとともに、予算の執行、財務に関する事務、財産の管理等が適正であるかを主眼として審査を実施し、定期監査・例月出納検査等の結果も勘案して、意見を知事に提出する。

#### イ 企業会計決算審査

流域下水道事業会計等の企業会計決算について、事業の経営が常に経済性を発揮するとともに目的に沿って運営されたか、決算書類が事業の財政状態、経営成績を適正に表示しており、財務に関する事務が会計諸規則に則り適正に執行されているかを主眼として審査を実施し、定期監査・例月出納検査等の結果も勘案して、意見を知事に提出する。

### (2) 審査の対象会計年度

令和7会計年度

### (3) 審査期間

令和8年7月～8月

### (4) 審査の着眼点

#### ア 普通会計

- (ア) 決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか。
- (イ) 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行され、財産の取得・管理・処分は適正に行われたか。
- (ウ) 予算の執行は、事業の課題を的確に捉え、成果を見据えて効果的・効率的・合理的に行われたか。

#### イ 企業会計

##### 【流域下水道事業】

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、公衆衛生の向上に寄与し公用水域の水質の保全に資するよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、流域下水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

**【工業用水道事業】**

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、立地企業への安定的で良質な工業用水の供給により、産業の基盤を支えるよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、工業用水道事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

**【病院事業】**

- (ア) 事業の経営は、常に経済性を発揮するとともに、県立病院として求められる政策医療を適切に提供するよう運営されたか。
- (イ) 決算書類は、県立病院事業の財政状態及び経営成績を適正に表示しているか。
- (ウ) 財務に関する事務は、地方公営企業法及び関係法令に基づく会計諸規則に則り、適正に執行されているか。

## 6 基金運用審査

＜根拠規程＞ 地方自治法第241条第5項

### (1) 審査の対象及び実施方針

県が設けている基金の運用状況について、決算書その他関係書類に基づいて計数を確認するとともに、基金の設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを主眼に審査を実施し、定期監査、例月出納検査の結果を勘案して、意見を知事に提出する。

### (2) 審査の対象会計年度

令和7会計年度

### (3) 審査期間

令和8年7月～8月

### (4) 審査の着眼点

ア 計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し正確であるか。

イ 財務に関する事務は、関係法令に準拠し適正に執行されたか。

ウ 基金の運用は、設置目的に従い、適正かつ効率的に行われたか。

7 健全化判断比率等審査 <根拠規程> 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同第22条第1項

(1) 審査の対象及び実施方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第2条に規定する実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及び同第22条に規定する地方公営企業の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を確認するとともに、各比率が適正に算定されているかを主眼に審査を実施し、意見を知事に提出する。

(2) 審査の対象会計年度

令和7会計年度

(3) 審査期間

令和8年7月～8月

(4) 審査の着眼点

ア 健全化判断比率等は、法令等に基づき適切な算定要素を用いて適正に算出されているか。

イ 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

ウ 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

## 8 内部統制評価報告書審査

＜根拠規程＞ 地方自治法第150条第6項

### (1) 審査の対象及び実施方針

知事が作成した内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制に係る整備上の不備及び運用上の不備が内部統制の重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを主眼として審査を実施し、定期監査、例月出納検査、その他の審査等によって得られた知見に基づき意見を知事に提出する。

### (2) 審査の対象会計年度

令和7会計年度

### (3) 審査期間

令和8年7月～8月

### (4) 審査の着眼点

ア 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されているか。

イ 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか。

## 9 福島県監査委員監査基準第2条第2項に定める監査

### (1) 指定金融機関等の監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第235条の2第2項  
地方公営企業法第27条の2第1項

指定金融機関等の監査については、必要に応じ、監査委員の協議により実施する。

### (2) 特別監査

次の監査については、請求等の都度、監査委員の協議により具体的実施方針、着眼点等を定め実施する。

#### ア 住民の直接請求による監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第75条第1項、同第252条の39第1項  
福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第1項

#### イ 議会の要求による監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第98条第2項、同第252条の40第1項  
福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第2項

#### ウ 知事の要求による監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第199条第6項及び第7項、  
同第252条の41第1項、同第252条の42第1項  
福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項及び第4項

#### エ 住民監査請求による監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第242条第1項、同第252条の43第1項  
福島県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第5項

#### オ 職員の賠償責任に関する監査

＜根拠規程＞ 地方自治法第243条の2の8第3項、地方公営企業法第34条

### 第3 包括外部監査への対応

＜根拠規程＞地方自治法第252条の30

（監査の実施に伴う外部監査人と監査委員相互間の配慮）等

包括外部監査制度の円滑かつ効果的な運用を図るため、外部監査の実施に必要な配慮等を行う。

また、包括外部監査における監査結果について、該当する機関の監査時に処理状況等を検証する。

### 第4 監査業務のDX化の推進

職員調査において、クラウド共有ストレージを利用し、これまで帰庁後に確認していた監査情報を現地で活用できるようにするなど、業務の効率化を図る。

また、議事録作成支援システムによる音声データのテキスト化を継続して実施するとともに、生成AIを活用することで、監査記録作成の省力化を図る。

なお、財務会計システムのEUC機能を活用して、旅費の支払遅延や二重調定等を抽出して確認しているが、今後はさらに、監査業務の改善や各部局での事務処理ミスの発生防止につながるシステム改修について、当該システム管理者へ必要な要望をす

### 第5 事務局職員の専門性の向上

職場内研修や外部講師を招いた研修などを計画的・効果的に実施し、事務局職員の資質向上等を図り、監査機能の強化につなげる。

### 第6 監査に関する情報の発信

- 1 県民に対する監査委員の説明責任を果たし、監査等業務の透明性の向上を図るため、福島県監査委員監査基準、監査結果及び県が講じた改善のための措置などの情報について県報で公表するとともに、ホームページにおいて分かりやすく発信する。
- 2 執行機関に対する監査結果のフォローアップは重要なことから、監査結果を踏まえた留意事項や各機関の取組事例について各種会議等で伝達し、きめ細かに注意喚起を促す。

## 第7 執行計画

### 1 監査委員協議会

開 催 予 定 年 月 日	協議事項等（予定）				
	監査関係			審査関係	その他
	財務監査 (定期監査)	行政監査	財政支援 団体等監査		
令和8年 4月30日 (木)	・措置内容 の公表 (R7)				・包括外部監 査結果報告 (R7)
6月8日 (月)	・措置内容 の公表 (R7)				・包括外部監 査補助者選 任意見
8月3日 (月)	・監査結果 の公表	・措置内容 の公表 (R7)	・実施計画		
8月31日 (月)	・監査結果 の公表			・決算審査意 見 ・基金運用審 査意見 ・健全化判断 比率等審査 意見 ・内部統制評 価報告書審 査意見	
11月4日 (水)	・監査結果、 措置内容 の公表	・中間報告			
令和9年 2月1日 (月)	・監査結果、 措置内容 の公表				・包括外部監 査措置状況 の公表 (R7) ・包括外部監 査人契約意 見(R9)
3月17日 (水)	・監査結果、 措置内容 の公表	・監査結果 の公表 ・実施要領 (R9)	・監査結果 の公表		・令和9年度 監査等計画

※ 住民監査請求等に関する協議会については、必要に応じて開催する。

### 2 各種会議

会 議 等 名	開催予定日（開催地）
東北六県・北海道監査委員協議会、事務局長会議	6月 2日(火) (宮城県)
全都道府県監査委員協議会連合会（全監連）総会	11月13日(金) (東京都)

## 2 監査等の日程

### (1) 財務監査（定期監査、随時監査、技術監査）

監査の種類	対象機関	執行期間
定期監査	出先機関	4月～2月
	本庁機関	8月～11月
随時監査	該当機関	必要に応じ実施
技術監査	該当機関	4月～2月

※詳細監査日程は別に定める。

### (2) 行政監査

対象機関	執行期間
本庁・出先機関	4月～3月

※詳細監査日程は別に定める。

### (3) 財政支援団体等監査

対象団体等	執行期間
公社等	9月～2月

※詳細監査日程は別に定める。

### (4) 例月出納検査

区分		対象年月	執行予定月日	
委員検査	全員	令和8年3月分	4月30日(木)	
		令和8年6月分	8月3日(月)	
		令和8年9月分	11月4日(水)	
		令和8年12月分	2月1日(月)	
	代表監査委員	上記を除く	職員検査執行日後、別に定める日	
事前検査 (職員)		対象年月	普通会計	企業会計
		令和8年3月分	4月27日(月)	
		令和8年4月分	5月28日(木)	5月25日(月)
		令和8年5月分	6月29日(月)	6月25日(木)
		令和8年6月分	7月29日(水)	7月27日(月)
		令和8年7月分	8月25日(火)	
		令和8年8月分	9月25日(金)	
		令和8年9月分	10月26日(月)	
		令和8年10月分	11月25日(水)	
		令和8年11月分	12月25日(金)	
		令和8年12月分	1月25日(月)	
		令和9年1月分	2月25日(木)	
		令和9年2月分	3月25日(木)	

### (5) 審査の日程

審査の種類	審査期間
決算審査（普通会計・企業会計）	7月～8月
基金運用審査	7月～8月
健全化判断比率等審査	7月～8月
内部統制評価報告書審査	7月～8月

## 3 監査等執行に当たっての留意事項

### (1) 監査結果に伴う変更

類型2・3で指摘事項があった機関のうち、別記1 備考に該当するもの

- ・類型2 富岡土木事務所
- ・類型3 福島東高等学校

### (2) 高等学校の統合に伴う監査実施

ア 統合後の本校として継続する高等学校については、引き続き従前の類型3のスケジュールで実施する。

イ 統合により閉校が予定されている高等学校については、統合前の最終年度に当該校を対象に当該年度（期中）までの監査を実施する。

監査実施年度該当しない場合も、1会計年度の監査を実施する。

いずれも、実施時期は、年度の後半とする。

- ・令和9年度統合予定：

福島西高等学校（令和7年度決算及び8年度期中監査（実地）を実施）

福島北高等学校（令和8年度期中監査（実地）を実施）

4 委員年間監査等執行計画総括表（予定）

月	主な行事等	日数	(令和7年度)
4月	監査委員協議会・例月出納検査	1	( 1 )
5月	財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)	1	( 1 )
6月	東北六県・北海道監査委員協議会(宮城県) 監査委員協議会 財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)・技術監査	3	( 4~5 )
7月	財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通・企業) "〔書面〕定期監査(公所:普通・企業)	7	( 5 )
8月	監査委員協議会・例月出納検査 財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通・企業) "〔"〕定期監査(本庁:企業) ※公所書面含	7	( 4~5 )
9月	決算審査特別委員会(設置) 財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)	2	( )
10月	決算審査特別委員会 財務監査〔実地〕定期監査(本庁:普通) ※技術書面含 "〔書面〕技術監査 "〔実地〕定期監査(公所:普通)	6	( 7~8 )
11月	監査委員協議会・例月出納検査 財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通) "〔書面〕技術監査 全都道府県監査委員協議会連合会(東京都)	7	( 6 )
12月	財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)・技術監査 財政支援団体等監査〔実地〕 決算審査特別委員会(採決)	2 ~ 4	( 3 )
1月	財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)・技術監査 財政支援団体等監査〔実地〕	5 ~ 6	( 6~7 )
2月	監査委員協議会・例月出納検査 財務監査〔実地〕定期監査(公所:普通)・技術監査 "〔書面〕定期監査(公所:普通) 財政支援団体等監査〔書面〕	4	( 5~6 )
3月	監査委員協議会	1	( 1 )
年間 予定 日数	(1) 監査委員協議会(例月出納検査を含む) 上記のほか住民監査請求等の議題に応じて 臨時又は書面により開催する場合がある。 (2) 財務監査(定期監査(普通・企業)・技術監査) ・実地監査 本庁 公所 ・書面監査※ <sup>1</sup> 公所 (3) 財政支援団体等監査 ・実地監査 ・書面監査※ <sup>1</sup> (4) 決算審査特別委員会 (5) 諸会議	45 ~ 47 ※ <sup>2</sup> 程度	( 44~47 ) 程度

※ 1 書面監査は、公所等の監査実施日に併せて実施する場合がある。

※ 2 月別班編成により月別日数の合計とは一致しない場合がある。

令和8年度 財務監査 (定期監査) の対象機関の類型区分 258

1 普通会計 普通会計 合計 247

<b>類型1</b>		<b>類型1 小計 87</b>
	本庁機関	54
	総務部 各地方振興局	7
	生活環境部 環境創造センター	1
	保健福祉部 各保健福祉事務所	6
	商工労働部 ハイテクプラザ	1
	農林水産部 各農林事務所、農業総合センター	8
	土木部 各建設事務所、相馬港湾建設事務所、小名浜港湾建設事務所	10
	・原則、毎年 実地監査を実施      ・毎年、職員調査を実施	
<b>類型2</b>		<b>類型2 小計 18</b>
	総務部 東京事務所	1
	保健福祉部 総合療育センター、衛生研究所	2
	商工労働部 テクノアカデミー郡山、テクノアカデミー会津、テクノアカデミー浜	3
	農林水産部 中央家畜保健衛生所、水産事務所、水産海洋研究センター	3
	土木部 富岡土木事務所、福島空港事務所	2
	教育委員会 教育センター、美術館、博物館	3
	公安委員会 福島警察署、郡山警察署、会津若松警察署、いわき中央警察署	4
	・2年に1度、2年度分の実地監査を実施      ・2年に1度、2年度分の職員調査を実施	
<b>類型3</b>		<b>類型3 小計 142</b>
	類型1、類型2以外の公所	142
	・2年に1度、2年度分の実地監査と書面監査を交互に実施	
	・2年に1度、2年度分の職員調査を実施	
	※特殊な要因等 (施設の大規模改修、改築、制度等の改正、事務事業の改善の検証など) により、監査委員が必要と認めた場合は、類型1又は類型2の例により実施するものとする (指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する)。	

備考: 類型2及び類型3: 監査の結果、指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する。

2 企業会計 企業会計 合計 11

<b>類型1</b>		<b>類型1 小計 5</b>
	本庁機関 土木部 (流域下水道事業)、企業局、病院局	3
	80床以上の病院 ふくしま医療センターこころの杜、南会津病院	2
	・原則、毎年実地監査を実施      ・毎年、職員調査を実施	
<b>類型2</b>		<b>類型2 小計 6</b>
	流域下水道建設事務所 県北流域下水道建設事務所、県中流域下水道建設事務所	2
	企業局の事業所 いわき事業所	1
	80床未満の病院等 宮下病院、大野病院、ふたば医療センター (休止中の大野病院については、当分の間、書面監査とする。)	3
	・毎年、実地監査と書面監査を交互に実施      ・毎年、職員調査を実施	

備考: 類型2: 監査の結果、指摘事項があった機関は、処理状況報告書に記載された「原因」及び「今後の対応」を十分確認した上で、次年度を実地監査とするか判断する。

## 令和8年度 定期監査(公所)の実施機関名等一覧

## ○普通会計

## 類型1

No	実施機関名	対象会計年度	職員調査日数	委員監査の方法
1	県北地方振興局	7	2日間	実地
2	県中地方振興局	7	2日間	実地
3	県南地方振興局	7	2日間	実地
4	会津地方振興局	7	2日間	実地
5	南会津地方振興局	7	2日間	実地
6	相双地方振興局	7	2日間	実地
7	いわき地方振興局	7	2日間	実地
8	環境創造センター	7	1日間	実地
9	県北保健福祉事務所	7	2日間	実地
10	県中保健福祉事務所	7	2日間	実地
11	県南保健福祉事務所	7	2日間	実地
12	会津保健福祉事務所	7	2日間	実地
13	南会津保健福祉事務所	7	2日間	実地
14	相双保健福祉事務所	7	2日間	実地
15	ハイテクプラザ	7	2日間	実地
16	県北農林事務所	7	2日間	実地
17	県中農林事務所	7	2日間	実地
18	県南農林事務所	7	2日間	実地
19	会津農林事務所	7	2日間	実地
20	南会津農林事務所	7	2日間	実地
21	相双農林事務所	7	2日間	実地
22	いわき農林事務所	7	2日間	実地
23	農業総合センター	7	3日間	実地
24	県北建設事務所	7	2日間	実地
25	県中建設事務所	7	2日間	実地
26	県南建設事務所	7	2日間	実地
27	会津若松建設事務所	7	2日間	実地
28	喜多方建設事務所	7	2日間	実地
29	南会津建設事務所	7	2日間	実地
30	相双建設事務所	7	2日間	実地
31	いわき建設事務所	7	2日間	実地
32	相馬港湾建設事務所	7	2日間	実地
33	小名浜港湾建設事務所	7	2日間	実地

## 類型2

No	対象機関目	対象会計年度	職員調査日数	委員監査の方法
34	東京事務所	6 7	1日間	実地
35	衛生研究所	6 7	1日間	実地
36	テクノアカデミー郡山	6 7	1日間	実地
37	水産事務所	6 7	1日間	実地
38	富岡土木事務所	7	1日間	実地
39	福島空港事務所	6 7	1日間	実地
40	美術館	6 7	1日間	実地
41	博物館	6 7	1日間	実地
42	郡山警察署	6 7	1日間	実地
43	いわき中央警察署	6 7	1日間	実地

類型3

No	対象機関目	対象会 計年度	職員調 査日数	委員監 査の 方法
44	大阪事務所	6 7	1日間	実地
45	北海道事務所	6 7	2日間	実地
46	名古屋事務所	6 7	1日間	実地
47	消防防災航空センター	6 7	1日間	書面
48	ふたば復興事務所	7 8	1日間	書面
49	中央児童相談所	6 7	1日間	実地
50	県中児童相談所	6 7	1日間	実地
51	浜児童相談所	6 7	1日間	書面
52	食肉衛生検査所	7 8	1日間	書面
53	動物愛護センター	6 7	1日間	実地
54	障がい者総合福祉センター	7 8	1日間	書面
55	女性のための相談支援センター	7	1日間	実地
56	精神保健福祉センター	6 7	1日間	書面
57	県北家畜保健衛生所	7 8	1日間	書面
58	会津家畜保健衛生所	7 8	1日間	実地
59	相双家畜保健衛生所	7	1日間	実地
60	林業研究センター	7 8	1日間	実地
61	県中教育事務所	6 7	1日間	実地
62	県南教育事務所	6 7	1日間	実地
63	会津教育事務所	6 7	1日間	実地
64	南会津教育事務所	6 7	1日間	実地
65	いわき教育事務所	6 7	1日間	書面
66	特別支援教育センター	7 8	1日間	実地
67	図書館	7 8	1日間	実地
68	福島高等学校	7 8	1日間	書面
69	福島西高等学校	7 8	1日間	実地
70	福島北高等学校	8	1日間	実地
71	福島東高等学校	8	1日間	書面
72	川俣高等学校	7 8	1日間	実地
73	安達高等学校	7 8	1日間	実地
74	本宮高等学校	6 7	1日間	実地
75	安積高等学校	6 7	1日間	実地
76	郡山東高等学校	7 8	1日間	実地
77	郡山高等学校	7 8	1日間	書面
78	湖南高等学校	6 7	1日間	実地
79	須賀川桐陽高等学校	7 8	1日間	書面
80	清陵情報高等学校	7 8	1日間	実地
81	岩瀬農業高等学校	6 7	1日間	実地
82	白河高等学校	7 8	1日間	実地
83	石川高等学校	7 8	1日間	実地
84	あぶくま柏鵬高等学校	7 8	1日間	実地
85	会津高等学校	7 8	1日間	実地
86	会津学鳳高等学校	7 8	1日間	書面
87	若松商業高等学校	7 8	1日間	実地
88	会津工業高等学校	6 7	1日間	書面
89	川口高等学校	7 8	1日間	書面
90	いわき商業情報高等学校	7 8	1日間	書面
91	いわき総合高等学校	7 8	1日間	実地
92	小名浜海星高等学校	6 7	1日間	実地

類型3

No	対象機関目	対象会計年度	職員調査日数	委員監査の方法
93	磐城農業高等学校	7	1日間	書面
94	勿来高等学校	7	1日間	書面
95	勿来工業高等学校	6 7	1日間	実地
96	ふたば未来学園高等学校	6 7	1日間	実地
97	郡山萌世高等学校	6 7	1日間	実地
98	いわき翠の杜高等学校	7 8	1日間	書面
99	視覚支援学校	6 7	1日間	書面
100	聴覚支援学校	7 8	1日間	実地
101	聴覚支援学校平校	6 7	1日間	書面
102	大笹生支援学校	7 8	1日間	書面
103	あだち支援学校	7	1日間	実地
104	あぶくま支援学校	7 8	1日間	実地
105	須賀川支援学校	7 8	1日間	実地
106	石川支援学校	6 7	1日間	書面
107	平支援学校	7 8	1日間	書面
108	いわき支援学校	7 8	1日間	書面
109	ふたば支援学校	7 8	1日間	実地
110	相馬支援学校	7 8	1日間	実地
111	伊達警察署	7 8	1日間	書面
112	二本松警察署	7 8	1日間	実地
113	石川警察署	7 8	1日間	書面
114	棚倉警察署	7 8	1日間	書面
115	田村警察署	7 8	1日間	書面
116	喜多方警察署	7 8	1日間	書面
117	南会津警察署	7 8	1日間	書面
118	いわき南警察署	7 8	1日間	書面
119	双葉警察署	7 8	1日間	実地
120	相馬警察署	7 8	1日間	実地
実地				書面
88件				32件

**合計 120件**

○企業会計

類型1

No	対象機関目	対象会計年度	職員調査日数	委員監査の方法
1	ふくしま医療センターこころの杜	7	2日間	実地
2	南会津病院	7	2日間	実地

類型2

No	対象機関目	対象会計年度	職員調査日数	委員監査の方法
3	県北流域下水道建設事務所	7	1日間	実地
4	県中流域下水道建設事務所	7	1日間	書面
5	企業局いわき事業所	7	2日間	実地
6	宮下病院	7	2日間	書面
7	大野病院	7	1日間	書面
8	ふたば医療センター	7	3日間	実地

実地  
5件 書面  
3件

**合計 8件**

令和8年度 財務監査 (定期監査) の対象機関数及び実施時期等

1 定期監査対象機関数

※各表の「(令和7年度)」欄の数は当初計画数を表す。

区分	本庁	公所	計	(令和7年度)
合計	57	201	258	(259)
普通会計	54	193	247	(248)
企業会計	3	8	11	(11)

※公所：2公所廃止、1公所新設

廃止：小野高等学校、四倉高等学校  
新設：みなみあいづ支援学校

2 定期監査方法別実機関数

区分	本庁*1 実地監査	公所*2		計	(令和7年度)			計
		実地監査	書面監査		本庁実地	公所実地	公所書面	
合計	57	93	35	185	(56)	(74)	(42)	(172)
普通会計	54	88	32	174	(53)	(70)	(38)	(161)
企業会計	3	5	3	11	(3)	(4)	(4)	(11)

\*1：本庁（普通会計）は、令和7会計年度分の実施機関数

\*2：実施機関名等一覧は別記2のとおり

3 定期監査実施機関数

区分	対象会計年度	本庁	公所	計	(令和7年度)
合計		57	128	185	(172)
普通会計	計	54	120	174	(161)
	令和7会計年度のみを実施する機関数(本庁、類型1)	54	33	87	(86)
	令和6及び7会計年度を同時に実施する機関数(類型2又は3)		35	35	(35)
	令和7会計年度のみを実施する機関数(類型2又は3)		5	5	(1)
	令和7及び8会計年度を同時に実施する機関数(類型2又は3)		45	45	(38)
	令和8会計年度のみを実施する機関数(類型3)		2	2	(1)
企業会計	計	3	8	11	(11)
	令和7会計年度のみを実施する機関数	3	8	11	(11)

4 定期監査実施機関数 (延べ機関数) 及び実施時期

(1) 概要

区分	対象会計年度	本庁	公所	延べ機関数計	実施時期*3	(令和7年度)
合計		57	208	265		(245)
普通会計	計	54	200	254		(234)
	令和6会計年度		35	35	8年4月～9年1月	(35)
	令和7会計年度	54	118	172	8年4月～9年2月	(160)
	令和8会計年度		47	47	8年10月～9年2月	(39)
企業会計	計	3	8	11		(11)
	令和7会計年度	3	8	11	8年5月～8年8月	(11)

\*3：詳細監査日程は別に定める。

## (2) 普通会計 延べ機関数

普通会計	令和6会計年度			令和7会計年度			令和8会計年度		
	本庁	公所	計	本庁	公所	計	本庁	公所	計
計		35	35	54	118	172		47	47
総務部		4	4	5	11	16			0
危機管理部		1	1	2	1	3			0
企画調整部			0	5	1	6		1	1
生活環境部			0	3	1	4			0
保健福祉部		6	6	4	15	19		2	2
商工労働部		1	1	3	2	5			0
農林水産部		1	1	5	13	18		3	3
土木部		1	1	6	12	18			0
出納局				1		1			
議会事務局				1		1			
教育委員会		19	19	10	50	60		31	31
公安委員会		2	2	6	12	18		10	10
監査委員事務局				1		1			
人事委員会事務局				1		1			
労働委員会事務局				1		1			

## (3) 企業会計 延べ機関数

企業会計	令和6会計年度			令和7会計年度			令和8会計年度		
	本庁	公所	計	本庁	公所	計	本庁	公所	計
計				3	8	11			
流域下水道事業				1	2	3			
企業局				1	1	2			
病院局				1	5	6			

(4) 会計別  
延べ機関数

会計別	本庁	公所	計
普通会計 (2)の計	54	200	254
企業会計 (3)の計	3	8	11
合計	57	208	265

(5) 会計年度別  
延べ機関数

会計年度別	本庁	公所	計
令和6会計年度 (2) + (3)		35	35
令和7会計年度 (2) + (3)	57	126	183
令和8会計年度 (2) + (3)		47	47
合計	57	208	265